

函 総 行

令和 8 年 (2026 年) 1 月 1 4 日

市議会議員 各位

総 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記のとおり資料を配付しますので、よろしく
お願いいたします。

記

- 給与制度等の見直しに係る組合交渉

(総務部行政改革課)

給与制度等の見直しに係る組合交渉

○交渉日時 令和7年(2025年)12月25日(木) 15:00～15:15

○交渉場所 市役所8階第2会議室

○出席者 当局側 総務部長，企業局管理部長，病院局管理部長，
総務部次長，人事課長，行政改革課長，
企業局総務課長，病院局庶務課長，
人事課主査，行政改革課主査

組合側 市職労，水道労組，交通労組，病院労組の各書記長ほか

交渉項目	給与制度等の見直しについて
交渉要旨	<p>(組合)</p> <p>今回の見直し提案について、各単組に12月22日付けで行われたが、給与改定については、従前どおり国家公務員と同様の内容で実施するほか、市労連として求めてきた災害応急作業等手当の導入についても、一部内容が限定されているが提案されており、給与改定の時期等を除いては、一定の受け止めをする。</p> <p>また、市労連としては非常に大きいことであるが、全国的に自治体病院の経営が厳しく、約8割が赤字経営という報道がされ、今回の勧告を実施できない自治体病院もある中で、函館病院についても実施の提案があったことは、一定の受け止めをする。</p> <p>その上で、提案に至るまでの経過や考え方などについて、総論的に5点、質問する。</p> <p>まず1点目であるが、提案や合意に対する考え方について、国の情勢や今回の提案時期、合意のリミットなどを含めて伺いたい。</p> <p>(当局)</p> <p>国家公務員の給与に関しては、本年8月7日の人事院による勧告を受け、11月11日に人事院勧告の完全実施について閣議決定され、今月8日に給与法改正法案が国会へ提出、そして先週16日に法案が可決されたところである。</p> <p>本市においては、国公準拠のもと、給料表や期末・勤勉手当等の改定を行うほか、その他の手当の見直しについても、国公準拠を基本としながら、本市への適合性などを踏まえ、このたび貴職あて提案をしたところである。</p> <p>今年度については、国の閣議決定や給与法改正法案の提出が遅れたことにより、通例よりも遅い時期の提案となったが、2月の市議会定例会に関連条例の改正案と予算案を提出しようとするものであるため、遅くとも1月中旬までには合意いただきたいと考えている。</p> <p>(組合)</p>

近年、特に人事院勧告の取扱いについては、非常に国の対応が遅いといった状況の中で、総務省から地方公共団体に対して、給与改定に関する通知が出されていると思うが、今回の人事院勧告に対しての考え方や、昨年の通知の内容から何か変更点があるのか伺いたい。

(当局)

地方公務員の給与改定等については、総務省から令和7年(2025年)11月11日付けで通知があったところである。

この通知の内容については、地方公共団体における給与改定の実施の時期について、昨年度に変更のあった「国における給与法の改正の措置を待って行うことを基本として、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ適切に判断すること」という文言が引き続き示されたが、人事委員会を持たない地方公共団体においては、人事院勧告に対する国家公務員の対応状況を確認しなければ均衡を図ることができないため、実質的には国の法案確認後に実施することとなり、先行することは難しいものと考えている。

(組合)

道内で人事委員会を持つ北海道、札幌市については、既に12月議会で給与改定をしたと聞いている。

問題は、函館市を含め人事委員会を持たない地方公共団体では、法案や規則をしっかりと見ないと国との均衡が図れないことから、実質的に国に先んじての給与改定はできないということである。

一方で、12月議会での給与改定や年内の差額支給を決定している市もあり、このことは、国との均衡を図れると判断するタイミングが、それぞれの地方公共団体で異なるためと思われるが、これに関連して3つ質問をする。

まずは、市の条例改正や給与改定、そして差額支給までの、現時点での具体的なスケジュールを伺いたい。

(当局)

今回の提案について、貴職との合意が得られ次第、2月の市議会定例会に関連条例の改正案と補正予算案を提出し、議決されれば速やかに支給事務を行い、年度内の差額支給の実施に努めたいと考えている。

そのため、貴職との合意と市議会での議決を条件としつつも、事前準備が可能な事務について、前倒しで既に開始している状況である。

(組合)

市労連としても、若干は他都市の状況を押さえているが、改めて、北海道を含む道内主要都市の給与改定や差額支給の状況がどのようになっているのか伺いたい。

(当局)

北海道のほか、札幌市、旭川市などの道内8都市に状況を確認した

ところ、人事委員会を持ち、独自の給与改定が可能な北海道や札幌市については、令和7年度(2025年度)実施分と令和8年度(2026年度)実施分を一括して、12月定例会で条例改正をしており、12月または1月に差額支給を行うと聞いている。

そのほかの都市については、3市が分割して条例改正を行うことにより、令和7年度(2025年度)分は12月定例会で改正済みであり、12月または1月に差額支給を行い、令和8年度(2026年度)分は、2月定例会に提案するか、見送る予定と聞いている。

また、本市と同様に、分割しての条例改正を行わず、一括して2月定例会または臨時会に提案を予定している都市が4市となっており、おおむね3月の差額支給を目指していると聞いている。

(組合)

先ほどの回答では、国との均衡を図るためには、国の法案確認後に給与改定することとなるということであったが、少なくとも3市が、先行して給与改定を実施している。

なぜ、函館市が年内の給与改定や差額支給ができなかったのか、その理由を伺いたい。

(当局)

本市の給与改定に係る関連条例の改正については、これまでも、国家公務員の改正給与法案の提出を待って、これに準じた内容で改正している。

今回の人事院勧告では特に、詳細が示されていない項目が多岐にわたっており、国家公務員との均衡を図る観点からも、法案および法律の成立後に公布される人事院規則を確認し、適正な事務処理を確保する必要があると考えていたが、法案提出が想定より遅れたことから、12月定例会での議案提出に間に合わず、年内の差額支給を見送ったところである。

なお、先程申し上げた、分割して条例改正を行った3市のうち2市が、12月に差額支給を行うこととしているが、今回の場合、年内に差額支給を行うためには条例改正を分割することが必要であり、この2市は、そのような対応をしたものであるが、法案の確認前に改正条例案を作成することについては、一定のリスクを負わなければならないものであり、確実・適正な事務の執行を考慮した場合、本市では採用が難しいと判断したところである。

(組合)

今回の給与改定は、まだ人事院規則が出されていないものや詳細がわからないものもあり、一定のリスクがあることから、2月定例会で、給与改定を含めて条例を上程するということであるが、市労連としては、継続協議等を行い、リミットは1月中旬という回答もあったので、

	<p>それに向けて合意できるよう努力したい。</p> <p>まずは、改めて事務折衝を含めてやりとりをし、次回の交渉等に臨みたいと思うので、よろしく願います。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	